

広報 としま

平成5年 3/25
(1993年) No.881

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

明るい選挙白ばら

本日、選挙啓発広報「明るい選挙白ばら」を新聞折り込みしています。ご覗ください。
△群衆・選挙管理委員会事務局
内線 3531

資源保護のため、
再生紙を使用しています。



高齢者の在宅生活を支援

4月1日オープンします

豊島区では今年1月1日現在、
高齢者(65歳以上)人口が3万
5千40人、総人口に対する割合
も14・6%に達し(住民基本台
帳、人口の高齢化が一層進
んでいます)。

このような状況の中で、在宅
で介護・看護を必要とする高齢
者がますます増加しており、福
祉と保健が連携したサービスの
需要が高まっています。

区では、こうした状況を踏ま
え、4月1日から「高齢者介護
センター」を開設します。

相談センターの悩みの方や、
福祉機器の関心のある方は
ぜひお立ち寄りください。
△詳細: 高齢社会対策推進室
内線 2691-12

業務内容

高齢者の介護・看護に関する相談

保健婦や介護福祉士などが高
齢者の在宅介護・看護に関する
相談をお受けします。

福祉・保健・医療サービスに関する情報提供

高齢者の在宅介護・看護など
に必要な各種情報を提供します。

日常生活用具の給付

日常生活用具の給付
住宅改造費助成事業
訪問看護指導の実施
福祉ヘルパーの派遣

②高齢者住宅改造費助成
浴室、玄関、台所、トイレ、
階段などの改修にかかる費用を
助成します(高齢者福祉課から
事業が移ります)。

福祉機器の展示

介護、移動、排せつ、入浴、
床ずれ防止などにかかる福祉
機器を展示し、使用方法や機能
などを説明します。ただし、あ
つせんは行いません。

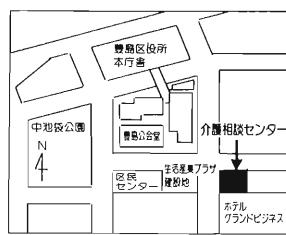


婦人週間記念講演会 「おんなと政治

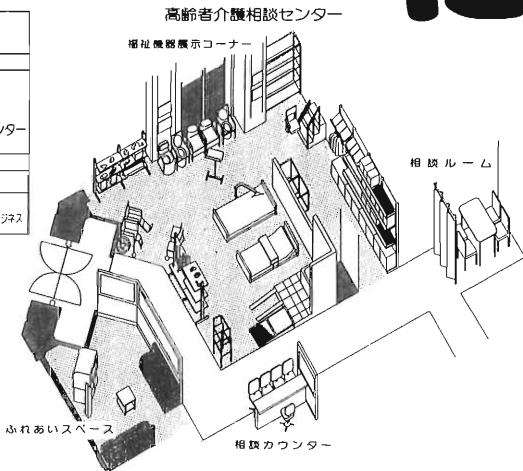
生き生きと暮らせる地域を

我が国の女性が初めて参政
権を行使した4月10日から一
週間に婦人週間です。これを
記念して講演会を開催します。

日常生活に必要となるヘッド、
ボータブルトイレ、介護リフト、
電磁調理器、歩行器等の用具
(26種類)を給付します(高齢
者福祉課から事業が移ります)。



(所在地)
豊島区東池袋1の30の6
セイコーサンシャイン12ビル1階
4月1日からのお問い合わせ
は、高齢者介護相談センター
内線 2701~3へ。



明るく
楽しく
健やかに

障害者福祉計画の策定の背景

この計画の位置

る。

豊島区は、国際障害者年（1981年、昭和56年）に豊島区基本構想を定め、『障害をもつ人々に開かれたまちをつくる』として以下のような方向を位置づけました。

『障害をもつ人々の早期発見につとめ、障害を克服し、自立して生活ができるよう、適切な治療、訓練、教育、就労、介護などの施策の充実を図る。

障害をもつ人の生活拠点として通園施設を整備し、日常生活行動に開かれた環境づくりをすめる。

また、介護者への援助を充実し、在宅サービスの向上に努め



される施策を中心にして、障害者福祉に関する施策の総合化、体系化を図るものであります。それはまた、各種施策の各年度における事業実施の指針になると、この基本構想を実現するためには、昭和58年度を初年度とする

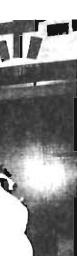
半成4年度までの10か年の基本計画と、基本計画を補完するものとして、平成元年に公共施設整備中期計画、平成3年に新公共施設整備中期計画を策定し、これらの計画をもとに障害者福祉の施策を展開してきました。

さらに、本格的な高齢社会の到来にあたって、平成3年1月に高齢社会対策総合計画を策定し、平成3年度を初年度として実施されています。

東京都は平成2年度で終了した「国際障害者年東京都行動計画」のあと、「ノーマライゼーション推進東京プラン」東京都障害者福祉行動計画》を策定して、このように状況の中で、豊島では基本計画の最終年次に「国連・障害者年10年」が終了したことにならぬが、『在宅での自立生活』を継続していく

このように状況の中、豊島は基本構想の理念を構築し、2世紀を目指し今後の10年にに対応が必要と

対策総合計画（平成3年1月策定）に引き続いだ、障害者福祉における「ノーマライゼーションの思想の具体的展開」を視



そのために、社会福祉行政担当部課だけの対応ではなく、行政組織のあらゆる分野において社会福祉の視点による「行政施策の展開」の必要があります。

行政は、このようなコムニティの形成に向けた条件整備をしていく必要があります。

行政は、このようなコムニティの形成に向けた条件整備をしていく必要があります。行政は、このように地域の普通の市民と考えられるべきである」としています。

本計画が念頭に置く障害者の範囲

これらの障害者福祉は、個人に個人差があるのと同じで障害は異なる属性であり、障害の有るなしにより差別しない個人の尊厳と人間性の尊重」の思想による全員参加の社会づくりが広く定着し、だれもが人間らしく暮らせるよう、人間としての権利が守られ、かつ人間としての尊厳がいささかも損なわれることがない社会の実現を掲げています。

「ノーマライゼーションの理念が広く定着し、だれもが人間らしく暮らせるよう、人間としての権利が守られ、かつ人間としての尊厳がいささかも損なわれることがない社会」の実現を目指すものです。

これまでの障害者福祉は、個人の尊嚴と人間性の尊重」の思想による全員参加の社会づくり

にあります。

障害者福祉計画の基本的な考え方

性格

本計画は、「豊島区高齢社会

本計画は、平成5年度（1993年）を初年度とし、平成14年度（2002年）を目標年度とする10か年の計画です。

計画期間

本計画は、平成5年度（1993年）を初年度とし、平成14年度（2002年）を目標年度とする10か年の計画です。

この計画は、スの整備と、障害者本人への支援、家族の介護負担軽減や家族の個々の生活を重視した支援が必要です。

本計画においては、これまでの福祉施策を十分踏まえた上で、それらをより統合的、体系的に展開できるよう指針と施策を定めました。その第一の目的は、障害者の在宅での自立生活の

条件整備を行うことであり、行政が行う区民に対するあらゆる相談や情報提供やサービスの提供について、社会福祉の視点から見て、障害者に対する十分な配慮・

条件整備を行うことであり、行政が行う区民に対するあらゆる相談や情報提供やサービスの提供について、社会福祉の視点から見て、障害者に対する十分な配慮・

それらをより統合的、体系的に展開できるよう指針と施策を定めました。その第一の目的は、障害者の在宅での自立生活の

条件整備を行うことであり、行政が行う区民に対するあらゆる相談や情報提供やサービスの提供について、社会福祉の視点から見て、障害者に対する十分な配慮・

それらをより統合的、体系的に展開できるよう指針と施策を定めました。その第一の目的は、障害者の在宅での自立生活の

条件整備を行うことであり、行政が行う区民に対するあらゆる相談や情報提供やサービスの提供について、社会福祉の視点から見て、障害者に対する十分な配慮・

それらをより統合的、体系的に展開できるよう指針と施策を定めました。その第一の目的は、障害者の在宅での自立生活の

条件整備を行うことであり、行政が行う区民に対するあらゆる相談や情報提供やサービスの提供について、社会福祉の視点から見て、障害者に対する十分な配慮・

それらをより統合的、体系的に展開できるよう指針と施策を定めました。その第一の目的は、障害者の在宅での自立生活の

条件整備を行うことであり、行政が行う区民に対するあらゆる相談や情報提供やサービスの提供について、社会福祉の視点から見て、障害者に対する十分な配慮・

障害者福祉の理念

本計画が念頭に置く 障害者の範囲

本計画が念頭に置く障害者の範囲は、生まれながらに身体的、精神的に障害があり、社会生活上にハンディキャップをもつ方、あるいはその後の疾病、事故、戦争、被爆、精神疾患や特殊疾患などに起因して、社会生活をおくる上でハンディキャップがある方を対象とします。

従来、障害者福祉の施策の展開が不十分であった精神障害者、特殊疾病患者等についても、この計画に含まれています。

本計画の特徴の一つは、このように対象となる障害者の範囲を広げたことです。

本計画が念頭に置く障害者の範囲は、生まれながらに身体的、精神的に障害があり、社会生活上にハンディキャップをもつ方、あるいはその後の疾病、事故、戦争、被爆、精神疾患や特殊疾患などに起因して、社会生活をおくる上でハンディキャップがある方を対象とします。

従来、障害者福祉の施策の展開が不十分であった精神障害者、特殊疾病患者等についても、この計画に含まれています。

本計画が念頭に置く障害者の範囲は、生まれながらに身体的、精神的に障害があり、社会生活上にハンディキャップをもつ方、あるいはその後の疾病、事故、戦争、被爆、精神疾患や特殊疾患などに起因して、社会生活をおくる上でハンディキャップがある方を対象とします。

本計画が念頭に置く障害者の範囲は、生まれながらに身体的、精神的に障害があり、社会生活上にハンディキャップをもつ方、あるいはその後の疾病、事故、戦争、被爆、精神疾患や特殊疾患などに起因して、社会生活をおくる上でハンディキャップがある方を対象とします。

これまでの障害者福祉は、個人の尊嚴と人間性の尊重」の思想による全員参加の社会づくりが広く定着し、だれもが人間らしく暮らせるよう、人間としての権利が守られ、かつ人間としての尊厳がいささかも損なわれることがない社会の実現を目指すものです。

行政は、このように地域の普通の市民と考えられるべきである」としています。

これまでの障害者福祉は、個人の尊嚴と人間性の尊重」の思想による全員参加の社会づくりが広く定着し、だれもが人間らしく暮らせるよう、人間としての権利が守られ、かつ人間としての尊厳がいささかも損なわれることがない社会の実現を目指すものです。

行政は、このように地域の普通の市民と考えられるべきである」としています。

基本目標		基本目標を達成するための課題
I	在宅での自立生活支援のために「当事者への直接支援」の実施	1. 福祉サービスの充実 2. 保健・医療サービスの充実 3. 社会参加の促進 4. 生活環境の整備 5. 保育・教育の充実
II	在宅での自立生活支援のために「家族への支援」の実施	1. 家族の自己実現への支援 2. 介助・介護への支援 3. 経済的負担の軽減 4. 相談・訪問による支援
III	在宅での自立生活支援のために「地域による支援を醸成するための条件整備」の実施	1. 民間団体への助成による支援の促進 2. 地域活動への助成・施設の提供・開放による条件整備 3. 防災・緊急時の協力体制の促進 4. 地域活動の目的の育成・援助 5. 相互理解と交流の促進 6. 幼児期からの交流の促進
IV	在宅での自立生活支援のために「企業・一般団体による支援を醸成するための条件整備」の実施	1. 一般就労の促進 2. 民間施設整備の促進 3. 理解と福祉活動参加の促進
V	在宅での自立生活支援のために「当事者の組織化と当事者相互の援助活動への支援」の実施	1. 障害者団体の育成・援助の充実 2. 障害者相互の援助活動への支援
VI	入所施設等の整備	1. 入所施設の設置 2. 運営と助成の充実・適切な入所事務の実施
VII	障害の発生予防と早期発見	1. 健康教育と健康づくりの推進 2. 各種健診や相談の充実 3. 地域医療の充実
VIII	行政のあらゆる分野での福祉の展開のために	1. 当事者への周知と参加の促進 2. 区職員の人材開発・確保 3. 連携強化 4. 公共施設等の整備

障害者の地域自立生活推進

21世紀に 共に生きあたす

「豊島区障害者福祉計画」を策定

めざして

「国連・障害者の10年」の中にも生きるを越えて、ともに生きるのは当たり前とする新しい「福祉文化」の創造による福祉社会を希求していくことになるでしょう。

「国連・障害者の10年」の中の心的ストロークで、アーノルト・ラマライセーションの思想を具現化するためにも、一人ひとりの障害者が地域で自立して生活できる社会が実現されなければならない。

福祉における「自立」は、多くの「自立」が中心でした。これが社会文化、経済その他のあらゆる活動への参加を踏まえ、一般市民と同じような国民生活が享受できる「自立生活」をイメージする必要があります。

そのためには、日常生活用具の品質向上と利用法の簡便化、高度な機器の導入によるコミュニケーション手段の保障、そして、障害者にあらゆる社会的な参加の機会を保障し、日常的な移動についても可能となる福祉のまちづくりが必要です。

企業が求めしてきた生産性・労働觀を改め、障害者を雇用したり、障害者がものおじしないで文化、社会活動を行っていくようになるためには、国民の人間觀、障害者觀を改めると同時に社会システム自体を変えていくことが必要です。そのような考えを豊島区で実現していくために、行政はその理念を具体化する施策を積極的に推進する必要があります。

しかしながら、それは行政だけができるものではありません。区内にある様々な団体、企業、在宅での自立した生活をしてい

くことあります。

商店街等の協力を必要となります。障害者が在宅での自立生活を行うようにするために、行政と住民、諸団体との協働が欠かせません。

まさに、精神的にも、あらゆる人々が障害者問題に関心と理解を深め、協力する「福祉のまちづくり」が求められています。

ところで、これまでの障害者行動計画において、ややもすると取り組みが十分でなかつた知的障害者・精神障害者への社会福祉サービスにおいて、とりわけ自立生活への視点は弱いものでした。

本計画では、これらの人々への自立生活支援のより一層の充実を目指しています。

今後の障害者福祉の視点は、次のように考えることができます。
1 在宅での自立生活の支援
2 在宅での自立生活の支援
3 当事者である障害者の行政政策決定過程への参加
4 当事者である障害者が福祉サービスを主体的に活用する能力の向上への援助
5 社会福祉サービスの共済の観点による展開
6 障害者専用思想の克服（社会資源の多目的化）
7 障害者の当事者としての相互扶助活動への支援

このような理念を基調とした今後の障害者福祉の視点は、次のように考えることができます。
1 在宅での自立生活の支援
2 在宅での自立生活の支援
3 当事者である障害者の行政政策決定過程への参加
4 当事者である障害者が福祉サービスを主体的に活用する能力の向上への援助
5 社会福祉サービスの共済の観点による展開
6 障害者専用思想の克服（社会資源の多目的化）
7 障害者の当事者としての相互扶助活動への支援

このように、今後障害者福祉の理念は、障害者を意識する第一線の活動を担えるような活動が望まれます。

そのためにも、当事者団体の組織化を進展し、その活動が活性化し、障害者団体が自立かつ自律し、福祉のまちづくりの第一線の活動を担えるような活動が望れます。

このように、今後障害者福祉の理念は、障害者を意識する第一線の活動を担えるような活動が望れます。

国および都への要望

協働体制の推進
推進体制の確立
協働体制の推進

推進基盤の整備

5 効率的財政運営の推進

に「当事者の組織化と当事者に対する援助」の相互の援助活動への支援の実施
VII 入所施設等の整備
VIII 行政のあらゆる分野での福祉の実施
Ⅳ 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
Ⅴ 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
Ⅵ 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
Ⅶ 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
Ⅷ 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
Ⅸ 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施

計画の実現を図っていくためには、国および都に対し、制度の改正や財政措置の拡充などを要望していきます。

創・意匠調査を実施したままで、また平成4年5月に、これも区として初めて精神障害者意向調査を実施し、正確な実態把握に努めました。

この計画の検討にあたっては、調査・研究委員会（委員長：大橋謙策社会事業大学教授）に諮り、平成5年2月10日、答申されました。

この計画の検討にあたっては、豊島区心身障害者対策調整協議会（心身障害者関係団体と関係部長で構成）に随時報告し、部長で構成）に随時報告し、

※本計画の要約版、点字の要約版、テープ（声）の要約版を作成しますので、必要な方はご連絡ください。
●詳細・障害者福祉計画担当内線201-03

「広報としま」等で発表した箇書者福祉計画（案）をもとに、区民の皆さんおよび障害者団体のご意見、ご要望をいただき、これらを平成4年10月に学識経験者等からなる豊島区障害者対策調査・研究委員会（委員長：大橋謙策社会事業大学教授）に諮り、平成5年2月10日、答申されました。

この計画の検討にあたっては、豊島区心身障害者対策調整協議会（心身障害者関係団体と関係部長で構成）に随時報告し、

日

在宅での自立した生活をしてい

基本目標

に「家族への支援」の実施
III 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
IV 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
V 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
VI 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
VII 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
VIII 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施
IX 在宅での自立生活支援のための条件整備の実施

このように、今後障害者福祉の理念は、障害者を意識する第一線の活動を担えるような活動が望れます。

そのためにも、当事者団体の組織化を進展し、その活動が活性化し、障害者団体が自立かつ自律し、福祉のまちづくりの第一線の活動を担えるような活動が望れます。

このように、今後障害者福祉の理念は、障害者を意識する第一線の活動を担えるような活動が望れます。

計画の実現を図っていくためには、国および都に対し、制度の改正や財政措置の拡充などを要望していきます。

